

1 四條畷市の福祉医療費助成制度の改正内容について（平成30年4月から適用）

＜助成対象者＞

制度名	変更の有無	対象者
ひとり親家庭医療 【法別番号 82】	なし	・ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子とその親 ・「父子家庭」、「両親のいない子と養育者」も対象
子ども医療 【法別番号 86】	なし	・中学校3年生の年度末日までの児童
重度障がい者医療 【法別番号 80】	有	・身体障害者手帳1級・2級所持者 ・療育手帳A所持者 ・身体障害者手帳3～6級と療育手帳B1所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・重度の難病患者で障害年金1級受給または特別児童扶養手当1級受給者
老人医療（経過措置対象者）【法別番号 88・89・90】 ※87は除く	有	<u>重度障がい者医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については平成33年3月31日まで経過措置として助成を行う。</u>

＜助成範囲＞

- ・入院・通院・調剤における医療費の自己負担分（健康保険適用分のみ）を助成。
- ・訪問介護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）【拡充】

＜廃止するもの＞

- ・入院時食事療養費
- ・精神病床の入院助成（ただし、平成30年3月31日時点で福祉医療の対象者の場合（法90除く）、経過措置として平成33年3月31日まで助成対象。）

＜一部自己負担金＞

制度名	変更の有無	一部自己負担金		
		入院・通院・訪問看護	調剤	一部自己負担上限額
ひとり親家庭医療 【82】	なし	それぞれ1医療機関ごと、月に1日目と2日目まで最大500円を自己負担。3日目からは無料。	自己負担なし	2,500円/月
子ども医療 【86】				
重度障がい者医療 【80】	有	それぞれ1医療機関ごと、1日最大500円を自己負担。		3,000円/月
老人医療（経過措置対象者）【88・89・90】				